

〔論 説〕

## オーストラリアのキャピタルゲイン税制と 暗号資産（仮想通貨）課税

泉 絢 也

### I 研究の目的

暗号資産（仮想通貨）<sup>(1)</sup>の譲渡による所得について、国税庁は、譲渡所得該当性を否定し、原則として雑所得になるという情報を発信していたが<sup>(2)</sup>、その具体的な法的根拠を明らかにしていなかった。その根拠は、国会における度重なる追及を受けて、徐々に明るみになってきた。

国会における国税当局の答弁によると、国税庁は、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」であるとする清算課税説<sup>(3)</sup>を前提として、暗号資産の支払手段性を強調することにより、その譲渡による所得は、外貨と同様に、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にする、という立場である。そして、暗号資産について、資産であることを認める一方<sup>(4)</sup>、譲渡所得の基因となる資産（所得税法33条にいう資産）には該当しないとする。かように暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当しないというのであれば、その譲渡による所得が譲渡所得に該当する余地はないはずである。しかしながら、国会における国税当局の答弁内容は、暗号資産の譲渡による所得は「一般論として」譲渡所得に該当しないとして、場合によっては譲渡所得に該当することもあり得ることを言外に示すものに変化しつつある<sup>(5)</sup>（ただし、かかる言明が、主として暗号資産の種類の多様性又は所得税法の解釈論の余地のどちらを念頭に置いてなされたものであるのかは明らかではない）。

かかる変化は、暗号資産が譲渡所得の基因となる資産に該当することを認める有力な学

- 
- (1) 第198回国会において成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、資金決済法において「仮想通貨」という語は「暗号資産」という語に呼称変更され、所得税法等においても同様に呼称変更された。
  - (2) 平成29年12月付け個人課税課情報第4号「仮想通貨に関する所得の計算方法等について（情報）」、タックスアンサーNo.1524など参照。
  - (3) 最判昭和43年10月31日集民92号797頁など参照。
  - (4) 暗号資産が所得税法上の資産であることは、棚卸資産の定義から暗号資産を除外するなどした令和元年度（平成31年度）の改正法にも表れている（所法2①十六）。
  - (5) 暗号資産の課税関係に関する国会での議論については、泉絢也「なぜ、暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号109頁以下参照。

説<sup>(6)</sup>の出現や国会での度重なる追及の影響であると考えられるが、そもそも、国税庁内部における当初の検討に際し、法的な視点や租税法主義遵守の意識が足りていなかったことに由来する可能性も否定できない。外貨の譲渡による所得も譲渡所得に該当する見解がある中で<sup>(7)</sup>、為替相場の変動による損益を原則として雑所得とする行政先例の維持・確保が価値判断の序列の最上部に存在した、あるいは暗号資産の譲渡損益は譲渡所得の優遇措置や損益通算の適用を受けるにふさわしくないという感覚による結論が先にあったのではないかという疑念も払拭できない。

また、国会での追及によって初めて自身の見解の実質的な根拠を開陳するのは遅きに失するのであり、国税庁における当初の説明が不足していたことの証左であるという批判もできる。租税法主義への抵触という問題や国税庁が公表する行政解釈の納税者に対する影響ないし事実上の拘束力という問題に加えて、暗号資産の専門性、この分野における国税庁の専門性の欠如及び国税庁におけるマンパワーの不足という事情も考慮すると、暗号資産の課税関係を取り扱う個人課税課情報やタックスアンサーなどを公表する前に、行政手続法所定のパブリックコメントを実施すべきであったのではないか<sup>(8)</sup>。

本稿では、暗号資産の課税関係及びその根拠について、比較的詳しく情報を公開しているオーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office: 以下「ATO」という) の対応を検討する。その前提作業として、同国における CGT (Capital Gains Tax: キャピタルゲイン税すなわちキャピタルゲインに対する所得税) の内容や沿革を検討する。これによって、我が国における暗号資産に対する税制を検討するに当たり、種々の示唆をもたらすような素材を抽出するとともに、国税庁における当初発信した情報の内容が説明不足ないし検討不足であったことを鮮明にする。なお、ATOのガイダンス等では、「暗号通貨 (cryptocurrency)」という語が使用されているが、本稿では原則として「暗号資産」と訳している。

## II オーストラリア所得税法におけるキャピタルゲイン課税

オーストラリアの現行 CGT 税制は複雑で、条文数も多い。以下では、その概略を説明し、本稿の主題との関係で、CGT 資産 (CGT asset) と property (財産) の意義や個人使用資産 (personal use assets) の規定の趣旨等を考察する。

### 1 CGT の中心的要素

通常、キャピタルゲイン又はロスは、資産に係る収入金額と取得価額との差額として算出される。キャピタルゲインからその年度のキャピタルロスを控除し、前年以前より繰り

(6) 金子宏『租税法〔第23版〕』261頁(弘文堂2019)参照。

(7) 金子・前掲注(6)262頁参照。このほか、泉絢也「仮想通貨(暗号通貨、暗号資産)の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号9頁の脚注(23)で引用している他の文献も参照。

(8) ただし、個人課税課情報やFAQなどがパブリックコメントの対象となる命令等(行手2八)に該当するかは議論の余地がある。

越された正味キャピタルロスを控除し、残額に対して、一定要件の下で、CGT 減額規定（例えば、個人であれば50%相当額を減じる）等の特例ないし優遇規定が適用される。こうして算出された正味キャピタルゲインは、課税所得に含まれ、累進税率が適用される（1997年所得税法 § 6-10(1), 10-5, 102-5等）。

キャピタルゲイン又はロスのトリガーとなるのは、CGT の課税対象取引ないし事象ともいえる tax event の発生である<sup>(9)</sup>。この CGT event は、1997 年所得税法 Division 104 において、細かく定められている。CGT event としては、例えば、1997 年所得税法 § 104.5 の A1 において CGT 資産の処分、C1 において CGT 資産の損失又は破壊、D1 及び § 104.35 において他者に対する契約上の権利、コモンロー又はエクイティ上の権利の設定が定められている。複数の CGT event が発生する可能性がある場合は、原則として、納税者の状況に最も適合する（the most specific）CGT event が適用される（1997 年所得税法 § 102-25(1)）。もっとも、それをどのように決定付けるかは明記されていないという指摘もある<sup>(10)</sup>。

## 2 CGT の特徴<sup>(11)</sup>

1997 年所得税法の Division 100 「A Guide to capital gains and losses」は、その § 100-10(1) において、CGT の基礎的項目として次のように述べている。

- ・ 課税所得には課税年度の正味キャピタルゲインが含まれるため、CGT は所得税の納税義務に影響する。正味キャピタルゲインは、当年度のキャピタルゲインの合計から、所定のキャピタルロスを控除したものである。
- ・ 確定申告書を作成する際に、当該課税年度において、キャピタルゲインを得たかどうか及びキャピタルロスが発生していないかどうかを確認する必要がある。課税所得から正味キャピタルロスを控除することはできないものの、正味キャピタルロスは当該年度以後の年度のキャピタルゲインを減少させる。
- ・ 財務計画を立てる際には、CGT の影響も考慮する必要がある。特に、当座又は将来の CGT に係る納税義務を最も効果的に処理するために、適切な記録管理を実行する必要がある。

上記 Division 100 は Guide とされている。Guide は、1997 年所得税法の一部を構成しているが、実施規定とは切り離されたものである。実施規定を解釈する際に Guide を考慮することができるのは、①当該規定の背後にある趣旨又は目的を決定する場合、②法律の文脈や当該規定の背後にある趣旨又は目的を考慮して、その規定の意味がその法文から導かれる通常の意味をもつことを確認する場合、③規定が不明確なものである場合にその規定の意味を決定するとき、④法文から導かれる通常の意味が、文脈やその規定の背後にある趣旨又は目的を考慮しても、明らかに不条理又は不合理な結果をもたらすため、その規定の意味を決定するとき、に限られている（1997 年所得税法 § 950.150）。1997 年所得

(9) 1997 年所得税法の CGT 規定が適用された 1998 年 7 月 1 日時点で 36 項目あった CGT event は、現在 12 区分 50 項目以上にも達している。その一覧表として、1997 年所得税法 § 104-5 参照。

(10) CHRIS EVANS, AUSTRALIAN CGT HANDBOOK 2019-20, 27 (11th ed. 2019).

(11) 以下の記述については、個別に引用しているものを除き、PETER MITCHELSON, TAX LAW 102 (7th ed. 2011); CYNTHIA COLEMAN ET AL., AUSTRALIAN TAX ANALYSIS: CASES, COMMENTARY, COMMERCIAL APPLICATIONS AND QUESTIONS 281-282 (9th ed. 2013); STEPHEN BARKOCZY, FOUNDATIONS OF TAXATION LAW 2019, 484-490 (11th ed. 2018); ROBIN WOELLNER ET AL., AUSTRIAN TAXATION LAW SELECT 2019: LEGISLATION AND COMMENTARY 1671-1672 (2019) を参照している。

税法中の Chapters, Parts, Divisions, Subdivisions 等の名称や見出し, 同法に従った注釈及び例示 (記載されているものに限る) に加えて, Guides も同法の一部を構成する (1997年所得税法 § 950.100)。他方, footnotes and endnotes, Tables of Subdivisions 及び Tables of sections は同法の一部を構成するものではない (1997年所得税法 § 950.105)。かような Guide は, 本法にちりばめられている注釈や例示などと相俟って, 税法の難解性を緩和する役割を果たしている。

オーストラリアの CGT の特徴として, 次の点を挙げることができる。

- ① CGT という名称が与えられてはいるが, それ自体, 独立した税制があるわけではない<sup>(12)</sup>。この点で, 制定に当たって影響を受けているイギリス法<sup>(13)</sup>や CGT と同時期に制定されたFRINGE BENEFITS TAX (Fringe Benefits Tax) とは異なる。すなわち, CGT は多くの点で自己完結的であるものの, 正味キャピタルゲインがあれば, それは通常所得と合算して課税所得に含められ (よって, 正味キャピタルゲインに対しては, 他の一般的な控除等の規定の適用があることに注意), 累進税率の下で課税される (1997年所得税法 § 6-5, 6-10(1), 10-5, 102-5, 1986年所得税法)。オーストラリアは, キャピタルゲインに課される所得税を有していると表現してもよい。
- ② CGT は将来効を有するようものとして導入された。1985年9月20日より前に取得等した資産に係るキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる (1997年所得税法 § 104-10(5))<sup>(14)</sup>。
- ③ ②のように, キャピタルゲイン又はロスがなかったものは他にもある。例えば, 一定の場合には, 自動車やオートバイ, 個人の主たる住居, 個人使用資産及び流通在庫は CGT 資産に該当するものの, これらに係るキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる (1997年所得税法 § 118-5, 118-20, 118-25, 118-110, 995-1)。
- ④ 一般に, CGT は実現した利得に対してのみ適用される。特定のケースでは, 納税者は, ロールオーバー (課税繰延) リリーフの選択によって, キャピタルゲインの認識を遅らせることができる (1997年所得税法 Subdiv.112-C 等)。
- ⑤ このほか, 多数の優遇規定がビルトインされている。例えば, 1999年9月21日の午前11時45分以前に取得した CGT 資産で12か月以上保有していたものに対して CGT event が発生した場合には, インフレ率の上昇や名目上の利益への課税を考慮し, 指数化 (物価調整) した取得価額でキャピタルゲイン (キャピタルロスには認められていないことに留意) を計算することの選択等が認められている (1997年所得税法 § 110-36, 960-275, Div. 114)。  
また, 12か月以上保有していた CGT asset について, 1999年9月21日の午前11時45分よりも後に CGT event が発生した場合には, 50%減額規定が用意されている。これによれば, 例えば, 個人である居住者の場合, 一定要件の下で, 課税所得に含める額を正味キャピタルゲインの50%相当額とすることができる。納税者が指数化した取得価額で計算することを選択した場合はこの50%減額規定は適用されない (1997年所得税法 § 115-5~115-100)。
- ⑥ キャピタルロスは, キャピタルゲインとのみ相殺することが認められ, その結果, 課税所得から控除することはできない。正味キャピタルロスは, 相殺するために無期限に繰り越すことができるが, 前年以前に繰り戻すことはできない (1997年所得税法 § 102-5, 960-20 等)。
- ⑦ 個人にとって, 正味キャピタルゲインは, CGT イベントが生じた課税年度において, 限界税率で課税される (1997年所得税法 § 102-5 等)。利得が複数年にわたって発生したものであっても, 当該年度においてその全額が課税される。
- ⑧ 一般に, CGT はすべての CGT event との関係で, 居住者である納税者に課税される。非居住者も CGT の対象であるが, 非居住者の場合には一定のオーストラリア国内資産のみに課税される (1997年所得税法 Subdiv. 855-A)。

- (12) 通常所得とキャピタルゲインの類似性を重視し, 両者に係る税制はセパレート型ではない方が望ましいとする見解がある。See Michael Littlewood, *Capital Gains Taxes: A Comparative Survey*, in CAPITAL GAINS TAXATION 1, 7-8 (Michael Littlewood & Craig Elliffe eds., 2017).
- (13) イギリスのキャピタルゲイン税制について, 高野幸大「イギリスにおけるキャピタル・ゲイン税の概要」早法81巻3号257頁以下, 酒井翔子「英国におけるキャピタルゲイン課税の仕組みと特徴」国土館大学大学院政経論集15号33頁以下も参照。
- (14) Ann O'Connell, *Australia*, in CAPITAL GAINS TAXATION 113, 138 (Michael Littlewood & Craig Elliffe eds., 2017).

### 3 CGT 課税の導入と変遷<sup>(15)</sup>

#### (1) 1985 年の CGT 導入前

キャピタルゲインの課税に関する一般的な規定を有していなかった 1985 年前において、裁判所は、キャピタルゲインはインカムではなく、課税されないとしていた<sup>(16)</sup>。当時、1936 年所得税法は、キャピタルゲイン課税として 2 つの限定的な規定しか有していなかった（1936 年所得税法 § 26 (a) (後の 25 A, 1997 年所得税法 § 15-15), § 26AAA)。これらは、納税者の主観を基準として営利目的等による財産の譲渡や 12 か月以内という短期保有の財産の譲渡に限定して課税するものであり、規定の不明確性や規定回避の容易性が指摘されるなど、必ずしも十分な内容のものではなかった<sup>(17)</sup>。給料や賃金には課税されるのに、株式等に対する投資の実現した利得から得たキャピタルゲインには課税されないことは公平ではないと考えられるようになり、より一般的なキャピタルゲインに対する課税規定の導入が求められた<sup>(18)</sup>。

#### (2) 1985 年の CGT 導入以後～1997 年所得税法前

キャピタルゲインに対する一般的な課税規定の導入を初めて推奨したのは、1974 年の連邦議会の税制委員会（Asprey 委員会）から示された予備的 Report であった。政府は 1974-75 連邦予算でこの提案を受け入れた。しかしながら、1975 年 1 月の同委員会の Full Report は、キャピタルゲインが支払能力を増加させることに着目して、垂直的公平と水平的公平を確保する観点からキャピタルゲイン税の導入を推奨する一方で、新しく複雑な税の導入について、慎重に検討し、公の議論を要すること及びインフレ率が上昇している時期に導入することはペーパー上の利益に課税することになることを理由として、導入の延期を求めた<sup>(19)</sup>。結局、政府も 1975 年 1 月に導入延期を決めている。なお、上記 Full Report では、「キャピタルゲインに対する課税は、本質的に、property の実現による利得に対するものである。この場合の実現は、事業遂行又は事業取引の実施の側面を有しない」とされていた<sup>(20)</sup>。

---

(15) ADVANCED TAXATION LAW 203-207 (John McLaren ed. 2015); O'Connell, *supra* note (14), at 113; GRAEME S. COOPER, INCOME TAXATION: COMMENTARY AND MATERIALS 77-79 (8th ed. 2017); BARKOCZY, *supra* note (11), at 483-484; WOELLNER, *supra* note (11), at 1667-1671; ROBIN WOELLNER ET AL., AUSTRALIAN TAXATION LAW 2019, 287-290 (29th ed. 2019); EVANS, *supra* note (10), at 8-11; John G. Head, *Capital Gains Tax and Capital Income Taxation*, 4 AUSTL. TAX F. 35, 36-37 (1987); Sam Reinhardt & Lee Steel, *A brief history of Australia's tax system*, 15 June 2006, [https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/01\\_Brief\\_History.pdf](https://treasury.gov.au/sites/default/files/2019-03/01_Brief_History.pdf).

なお、本稿で引用する URL の最終閲覧日はいずれも 2020 年 9 月 10 日である。

(16) *See e.g.*, FTC v Woite, 82 ATC 4578 (1982).

(17) TAXATION REVIEW COMMITTEE, COMMONWEALTH OF AUSTRALIA PARLIAMENT, FULL REPORT 430-432 (1975), <https://nla.gov.au/nla.obj-1362221517/view?partId=nla.obj-1368633140#page/n434/mode/1up>. *See also* REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM: DRAFT WHITE PAPER 77 (1985).

(18) BARKOCZY, *supra* note (11), at 483; WOELLNER, *supra* note (11), at 1668-1669.

(19) TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 413-415, 433-434. 予備的レポートは、TAXATION REVIEW COMMITTEE, COMMONWEALTH OF AUSTRALIA PARLIAMENT, PRELIMINARY REPORT (1974) である。Full Report では、未実現の利得も支払能力を増加させることを認める一方、発生ベースでキャピタルゲインに課税することの実行不可能性が認識されている結果、提案されている CGT 税制の実際のデザインは実現された利得に限られている。See WOELLNER, *supra* note (11), at 1669 n. 4.

その後、CGTの導入を再び推奨したのは1985年6月のDraft White Paperである。ここでは、CGT導入の正当化理由について、大要次のように述べて、一般的なキャピタルゲイン税の導入には十分な理由があるとしている<sup>(21)</sup>。

- ・ 資産の所有者は、その資産の価格が上下すると、名目的なキャピタルゲイン又はロスを受け取る。しかしながら、資産の所有者の実質所得や購買力は、実質的なキャピタルゲイン（すなわち、資産の価格が一般的な価格水準よりも急激に上昇する場合）が伴って初めて増加する。実質的なキャピタルゲインは、賃金、給与、利子又は配当の実質的な増加と同様の購買力の増加を表しているため、所得の包括的な定義に含められるべきである。かように、キャピタルゲインという形態の所得に課税を行うことは、所得税の課税ベースの定義における包括性を支持する一般的な見解からの帰結であるとともに、公平性、効率性及び租税回避への対抗という目的に基づく。
- ・ 現行のキャピタルゲインの扱いは、所得の一部又は全部をキャピタルゲインという形で得た納税者を優遇するものであり、水平的公平の原則に反するし、資本の所有権は所得の高いグループに集中しているため、垂直的公平の原則にも反する。したがって、現行のキャピタルゲインに対する非常に特典的な取扱いは、主に富裕層に利益をもたらす、個人所得税制の効果的な進展を妨げる。
- ・ オーストラリア国内資産を有する非居住者に対して、優遇措置を与えている。
- ・ 包括的なキャピタルゲイン税制の欠如は、キャピタルゲインという形でリターンを提供する資産への投資を奨励するものであり、投資の意思決定を歪めている。
- ・ 一般的なキャピタルゲイン税制の欠如は、多くの租税回避策の核心をなす所得税制度の構造的な欠陥を表している。インカムをキャピタルゲインに転換したり、キャピタルゲインに見せかけたりすることが可能であるとすれば、所得税を完全に回避することができる。したがって、キャピタルゲインに対する課税は、オーストラリアにおける租税回避の基盤の1つに打撃を与えるものである。

今回、政府は迅速な動きを見せ、1936年所得税法にPART III AとしてCGTを導入した。これは、通常の方法で収入を得る納税者が、収入をキャピタルゲインとして受け取ることを選択した納税者に比して不利にならないようにするものであり<sup>(22)</sup>、Asprey委員会のFull Reportと同様に公平性の観点を重視したものである。CGTの枠組みが発表されたのは1985年9月19日のオーストラリア税制改革(Reform of the Australian Taxation System: RATS)声明<sup>(23)</sup>である。

1936年所得税法のPART III Aは、「a disposal」, 「of an asset」, 「acquired after 19 September 1985」(「disposal」, 「asset」, 「acquisition」)という3要素を満たすとCGTが発動するものであった。しかしながら、それ自体必ずしも「a disposal」, 「of an asset」に合致しない特定のcapital proceedsに対する課税も望まれた。このため、起草者は、上記の各要素に明らかに合致しないものまでも、これらと「みなす」ような草案作成の形に甘んじた。その結果、みなし規定や複雑な定義規定が所得税法中にちりばめられた<sup>(24)</sup>。このような中で、CGTにより課税されるべきであるが、種々の規定のうち実際にどの規定が課税の根拠規定となるのかを確定できずに、課税が認められなかった事例も発生した<sup>(25)</sup>。かように、1990年代初頭までには、1936年所得税法のPART III AのCGTに係

(20) TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 414.

(21) REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17), at 77-78.

(22) HOUSE OF REPRESENTATIVES OFFICIAL HANSARD No. 144, 1985, 19 September 1985, at 1346.

(23) REFORM OF THE AUSTRALIAN TAXATION SYSTEM; STATEMENT BY THE TREASURER, THE HON. PAUL KEATIN (1985).

(24) WOELLNER, *supra* note (11), at 1670; EVANS, *supra* note (10), at 40.

(25) Hepples v FCT, 173 CLR 492 (1992).

る規定はうまく機能しないことが明らかとなっていた。

### (3) 1997年所得税法以後

1936年所得税法 PART III Aは、1993年12月にわかりやすさとコンプライアンスコストの削減を求めて、複雑な所得税法を書換えを目標として立ち上げられた TLIP (Tax Law Improvement Project) に基づいて書き換えられ、1998年7月1日から適用されている。これにより、PART III Aは、1997年所得税法の PART 3-1「CAPITAL GAINS AND LOSSES: GENERAL TOPICS」及び PART 3-3「CAPITAL GAINS AND LOSSES: SPECIAL TOPICS」に置き換わった。上記書換えは、より明瞭で簡素な表現方法を採用するために、同じ内容を別の言葉で表現したものである(1997年所得税法 § 1-2, 1-3)<sup>(26)</sup>。

1999年には、これまで採用されていた指数化や平準化（5分5乗方式による総合課税のようなもの<sup>(27)</sup>）の代わりに、個人等が12か月以上保有している CGT 資産を処分する場合には、（指数化を行っていない）名目的な利得の50%相当額を CGT の課税対象とする50%減額の規定が導入されるなど、重要な改正がなされている。これは、同年7月に示された Review of Business Taxation (Ralph Review Report)<sup>(28)</sup>における推奨を受け入れたものである。50%減額は、より効率的な資産運用を促進し、資産保有への税のバイアスを緩和することで資本の流動性を高め、オーストラリアの CGT を国際的に競争力のあるものにするために導入されたものである<sup>(29)</sup>。

## 4 CGT 資産の定義

1985年に CGT を導入する前は、所得税法は、資本的資産とそれ以外の資産を区別することを基本としていた。資本的資産は、事業の過程における販売用のもの又は納税者によって営利目的で保持されていないものである。よって、その処分により実現した利得は、通常、課税所得ではなかった。対照的に、納税者が事業の過程において販売するために又は営利目的で保有する他の資産は、販売によって利益があれば、課税所得とされた。1985年に導入された CGT 規定の主たる目的は、導入前に課税されていなかった資本的資産の処分から生じる多くの利得に課税をすることにあつた<sup>(30)</sup>。

CGT event の多くは、何らかの形で 1997年所得税法 Division 108 に定める CGT 資産に関連して生じる。CGT 資産の定義はそれゆえ、課税されるキャピタルゲインが生じた

(26) McLaren, *supra* note (15), at 204. Brian Nolan & Tom Reid, RE-WRITING THE TAX ACT, 22 FED. L. REV. 448 (1994); TREASURER, TAX LAW IMPROVEMENT PROJECT, 17 Dec. 1993, <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id:%22media/pressrel/1863016%22>. TLIP は、規定の内容自体を変更するものではないし、書換え前の規定の下でなされた判例への影響もないという見解がある。See ANNETTE MORGAN ET AL., A PRACTICAL INTRODUCTION TO AUSTRALIAN TAXATION LAW 2019, 37 (2019).

(27) 石川直正『日本税制改革への提言』17頁（まつ出版1997）参照。

(28) REPORT OF THE REVIEW OF BUSINESS TAXATION, A TAX SYSTEM REDESIGNED, July 1999 (Ralph Report), <https://webarchive.nla.gov.au/awa/20180316084138/http://rbt.treasury.gov.au/>.

(29) Reinhardt & Steel, *supra* note (15), at 4. Bills Digest No. 80 1999-2000 New Business Tax System (Integrity and Other Measures) Bill 1999, [https://www.aph.gov.au/Parliamentary\\_Business/Bills\\_Legislation/bd/Bd9900/2000bd080](https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/Bd9900/2000bd080); REPORT OF THE REVIEW OF BUSINESS TAXATION, *supra* note (28), at 13, 77-80.

(30) McLaren, *supra* note (15), at 237-238; EVANS, *supra* note (10), at 40.

かどうかを決定する際に最も重要である<sup>(31)</sup>。CGT資産とは①あらゆる種類の property (any kind of property) 又は② property ではないコモンロー又はエクイティ上の権利 (a legal or equitable right that is not property)<sup>(32)</sup>である (1997年所得税法 §108-5(1))。疑義を避けるために (to avoid doubt) のれんやパートナーシップの持分などがCGT資産であることが法律に明記されており、CGT資産に含まれるものの例として土地や外貨 (外国通貨) も示されている、(1997年所得税法 §108-5(2) note 1)。簡述すれば、CGTは、資産の処分による利得に対する課税と、時には、資産の処分から生じたものではない特定の capital amounts の受領にも課税する目的を有する<sup>(33)</sup>。

上記のとおり、1997年所得税法 §108-5は、CGT資産が意味するものを広範かつ網羅的に定義しており、CGT資産はあらゆる種類の property (any kind of property) であり、また、property ではない一定の権利であると規定されている。CGT資産の部分集合として、収集品 (collectables) と個人使用資産 (personal use assets) がある。Subdivision 108-AはCGT資産の定義規定を定め、Subdivision 108-Bは収集品、Subdivision 108-Cは個人使用資産に関する規定を定めている。

Propertyの意義について、次のとおり、租税の文脈において記述されているものやATOが引用している資料を概観しただけでも、種々の見解が存在する。

- ・ Propertyの1つの定義として、「property is a legal object in which legal entities have an interest」という見解を挙げることができるが、最近では、propertyの概念は、従来のコモンローの定義から拡大し、以前はコモンローの下では財産とみなされなかったものを包含するようになった<sup>(34)</sup>。
- ・ Propertyは広範な意味を有する用語であり、人が支配できるあらゆるものを表すために使用され得る<sup>(35)</sup>。
- ・ Propertyという語が法律の中で有する一般的意味に従うならば、譲渡可能性は財産権 (a right of property) の不可欠な属性ではない。給与や年金のように権利が譲渡できない場合もあるが、この場合にも、その言葉が通常理解されているように、propertyという概念の範囲内にある<sup>(36)</sup>。
- ・ お金を生み出すことができるものであれば、propertyである<sup>(37)</sup>。
- ・ Propertyについて、「it must be definable, identifiable by third parties, capable in its nature of assumption by third parties, and have some degree of permanence or stability.」という内容のAinsworthテスト<sup>(38)</sup>が存在する一方、多くの裁判官は、かかるAinsworthテストに焦点を当てるよりも、propertyの法的意味と商業的意味との間における一貫性を確保することを好む。他方、あるモノが商業的には価値がないという事実は、一般的にいえば、あるモノがpropertyであることを妨げるべきではない。価値はpropertyの概念そのものに不可欠なものとして扱われるべきではない<sup>(39)</sup>。
- ・ Propertyとは、複数人が相互作用できる物理的又は概念的に definable なものを要件とする。Propertyの分類が適切な場合であっても、何かをpropertyの対象として扱うことが道徳的ないし実際的な問題を引き起こす場合には消極的に解する見方があり、それは理解し得るものである<sup>(40)</sup>。
- ・ Propertyの概念を支えているのは、「concepts of ownership or possession, and of assignability or alienability」である<sup>(41)</sup>。

(31) McLaren, *supra* note (15), at 206; MITCHELSON *supra* note (11), at 105; BARKOCZY, *supra* note (11), at 489, 496; COOPER, *supra* note (15), at 81; EVANS, *supra* note (10), at 40.

(32) 例えば、医師を過失で訴える患者の権利などがこれに該当する。BARKOCZY, *supra* note (11), at 497.

(33) WOELLNER, *supra* note (15), at 287.

(34) McLaren, *supra* note (15), at 239.

(35) WOELLNER, *supra* note (11), at 1687.

(36) FCT v Orica Ltd 39 ATR 66 (1998).

(37) See O'Brien v Benson's Hosiery (Holdings) Ltd A.C. 562 (1980).

(38) National Provincial Bank Ltd. v. Ainsworth AC 1175 (1965). See also R v Toohey; Ex parte Meneling Station Pty Ltd, 158 CLR 327 (1982); Hepples v FC of T 90 ATC 4497 (1990).



以上を考慮すると、少なくとも、property 及びこれを中核概念とする CGT 資産の定義については、租税法以前の property 概念の意義やこれと租税法上の property との関係も含めて、検討の余地が多く残されている。

## 5 個人使用資産免税

### (1) 概要

個人用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。また、正味キャピタルゲイン又は正味キャピタルロスを計算する際、個人用資産から生じるキャピタルロスはすべてなかったものとされる（収集品の場合と異なり、個人使用資産のキャピタルロスは個人使用資産のキャピタルゲインから減じることはできないことに注意<sup>(42)</sup>）。この場合の個人使用資産とは次の①～④のいずれかに該当するものである（1997年所得税法 § 118-10, 108-20, 110-25, 995-1, 1936年所得税法 § 318）。

- ① CGT 資産（収集品を除く）で、主に納税者（又はその関係人）の個人的な使用又は娯楽のために使用又は保持されるもの
- ② ①のような CGT 資産を取得するオプション又は権利
- ③ 当該 CGT event の対象である CGT 資産が上記①の対象となっている当該 CGT event に基因する債務
- ④ 次のいずれにも該当しない債務
  - (i) 課税所得を得るか又は作り出す過程で生じる債務
  - (ii) ビジネスの遂行によって生じる債務

例えば、自宅で使用しているテレビやソファ、個人使用の携帯電話などが個人使用資産に該当する。不動産については1997年所得税法 § 108-5 の CGT 資産として通常の CGT の規定の適用がある。1997年所得税法 Subdivision 108-D は、土地に付属するものはその土地の一部であるというコモンの原則の例外として、土地と建物等をそれぞれ別個の CGT 資産（Separate CGT assets）として扱うことなどを定めている。この場合の土地や建物等は個人使用資産には含まれない（1997年所得税法 § 108-5, § 108-20(3)）。通常、セットで譲渡されるもので、納税者がセットとして所有する個人使用資産について、上記1997年所得税法 § 118-10 の個人使用資産免税の適用を受けるために、1つ以上の取引で各資産を処分する場合、その個人使用資産のセットが1つの個人使用資産とみなされ、各処分はその1セットの資産の部分的譲渡として扱われる（1997年所得税法 § 108-25）。

### (2) 個人使用資産免税の趣旨

個人使用資産免税の趣旨は次のようなものである。

1997年所得税法 § 108-5 における CGT 資産の定義は広範なものであり、納税者が所

---

(39) Lyria Bennett Moses, *The Applicability of Property Law in New Contexts: From Cells to Cyberspace*, 30 SYD. L. REV. 639, 649-50 (2008).

(40) Moses, *supra* note (39), at 659.

(41) See EVANS, *supra* note (10), at 42.

(42) McLaren, *supra* note (15), at 308.

有するすべての個人的な property を包摂し得る。そこで、法は、収集品と個人使用資産に対する規定を整備している。

主たる関心事項の1つに、個人の property に係る損失がある。ほとんどの個人の property は使用又は消費のために減価する。所得税は経済的ポジションの変化を測定するために設計されているが、納税者の個人的な消費を認識することは想定されていない。そこで、消費を原因とする個人の property に係る損失をキャピタルロスとして控除させることに対するセーフガードが必要となる<sup>(43)</sup>。同時に、需給変動など外部的要因に基づく損失を認識するための規定も必要となる。使用により価値が減少する可能性が最も高い個人の property と、マーケットファクターを反映する可能性が高いアンティークのような個人の property とを区別するための法律の制定が求められる。前者のような property を処分することにより生じる損失を認識しない規定と後者のような property に係る損失を認識する規定が必要となる。

個人使用資産の文脈において生じるもう1つの主な問題は、理論上、納税者の property のすべてに当てはまる税の執行の問題である。そのような税制は、取得原価、取得費用などの記録が確保されている限り、適用可能である。しかしながら、多くの納税者は、個人で有するすべての property のごく一部についてのみ、かような情報を保持する。最も保持している可能性が高いものは、収集品や高価な品物、とりわけ保険に加入しているものの情報である。かくして、発生するキャピタルゲインが少額である可能性が高く、納税者が記録を保持する可能性が低い安価な個人の property と、発生するキャピタルゲインが高額である可能性が高く、納税者が記録を保持している可能性が高い高価な個人の property を区別する規定が必要とされるのである。前者のカテゴリーに入る資産に生じる利得の測定及び課税のための行政コストは、この個人の property に対する少額の CGT の適用によって徴収される歳入をはるかに上回る。よって、一定の property の取引をなかったものとするを認めるデミニミスルールによる適用除外を行うことが適切である。

所得税法は、上記のような租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであるが、市場の作用による損失の認識を認めるべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対して、収集品<sup>(44)</sup>と個人使用資産の特別条項を用いて対応しているのである<sup>(45)</sup>。後者について、個人用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額等が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。1936年所得税法は、処分時におい

(43) このような考え方については、TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 427-428 も参照。

(44) 収集品について、美術品、アンティーク、宝飾品などがこれに該当し、原則として、そのキャピタルゲイン又はロスは、取得のために支払った金額等が\$500以下の場合にはなかったものとされる。また、収集品から生じたキャピタルロスは、収集品から生じたキャピタルゲインとのみ相殺可能である(1997年所得税法 § 108-10, 118-10)。

(45) 以上につき、*see McLaren, supra* note (15), at 246-247; EVANS, *supra* note (10), at 50. *See also* REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17), at 79, 81-83. 自動車やオートバイに係るキャピタルゲイン又はロスをなかったものとする 1997年所得税法 § 118-5 の規定も、個人消費を控除することを防止する趣旨である。See COOPER, *supra* note (15), at 114; EVANS, *supra* note (10), at 232. オーストラリア税制改革声明 41 頁も参照。

て収入した金額で個人使用資産免税の判定を行うものであった。その後、1998年に大きな方向転換があった。取得時において取得のために支払った金額に基づいて判定するように改正されたのである。収入金額ベースで判定する場合、納税者は事前にいくら受け取るかを知らないため、あらゆる個人用資産について取得コストの記録を保管しておかなければならない。他方、コストベースで判定するのであれば、1万オーストラリアドル以下の個人使用資産に関する記録を保持する必要がないことに着目した改正である<sup>(46)</sup>。

## 6 小括

オーストラリア所得税法において、通常、キャピタルゲイン又はロスは、資産に係る収入金額と取得価額との差額として算出される。一般に、CGTは実現した利得に対してのみ適用される。キャピタルゲインからその年度のキャピタルロスを控除し、前年以前より繰り越された正味キャピタルロスを控除し、残額に対して、一定要件の下で、CGT減額規定（例えば、個人であれば50%を減じる）等の特例ないし優遇規定が適用される。こうして算出された正味キャピタルゲインは、課税所得に含まれ、累進税率が適用される（1997年所得税法§ 6-10(1), 10-5, 102-5等）。キャピタルゲイン又はロスのトリガーとなるのは、CGTの課税対象取引ないし事象ともいえるCGT eventの発生である。CGT eventの最も基本的なものにCGT資産の処分がある。

課税されるキャピタルゲインが生じたかどうかを決定する際の重要な要件(中心的要素)は、このCGT eventの発生のほか、CGT資産該当性である。CGT資産は広範な概念であり、あらゆる種類のpropertyとpropertyではないコモンロー又はエクイティ上の権利である。疑義を避けるためののれんやパートナーシップの持分などがCGT資産であることが法律に明記されており、CGT資産に含まれるものの例として土地や外貨も示されている。もっとも、property及びこれを中核概念とするCGT資産の定義については、租税法以前のproperty概念の意義やこれと租税法上のpropertyとの関係も含めて、検討の余地が多く残されている。

CGTの本質ないし趣旨について、資産の所有者は、その資産の価格が上下すると、名目的なキャピタルゲイン又はロスを受け取るが、資産の所有者の実質所得や購買力は、実質的なキャピタルゲイン（すなわち、資産の価格が一般的な価格水準よりも急激に上昇する場合）が伴って初めて増加すると考えられている。実質的なキャピタルゲインは、賃金、給与、利子又は配当の実質的な増加と同様の購買力の増加を表しているため、所得の包括的な定義に含まれるべきであるとされる。かように、キャピタルゲインという形態の所得に課税を行うことは、所得税の課税ベースの定義における包括性を支持する一般的な見解からの帰結であるとともに、公平性、効率性及び租税回避への対抗という目的に基づくものである。また、Asprey委員会のFull Reportでは、「キャピタルゲインに対する課税は、本質的に、propertyの実現による利得に対するものである。この場合の実現は、事業遂行又は事業取引の実施の側面を有しない」とされていた。さらに、CGTの導入に影響を与えた1985年6月のDraft White Paperでは、我が国でも馴染みの深い包括的所得

(46) EXPLANATORY MEMORANDUM TO TAX LAW IMPROVEMENT BILL (No. 1) 1998. See also COOPER, *supra* note (15), at 116; EVANS, *supra* note (10), at 54.

概念に根差した理由付けが示され、包括的な課税ベースのための公平性と効率性の議論がCGTを正当化するために利用されていた。実際、CGTを導入した1985年の税制改革は、慣用的な通常所得に、サイモンズの包括的所得概念に基づく課税ベースを接木するものとして特徴付けられる側面を有しているという見方が示されている<sup>(47)</sup>。

オーストラリア所得税法は、租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであるが、市場の作用による損失の認識を認めるべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対して、収集品と個人使用資産の特別条項を用いて対応している。個人使用資産免税について、個人使用資産又はその一部から得たキャピタルゲインは、その取得のために支払った金額が1万オーストラリアドル以下の場合にはなかったものとされる。当初は、処分時において収入した金額で上記の金額判定を行うものであったが、1998年に、取得時において取得のために支払った金額に基づいて判定するように改正された。収入金額ベースで判定する場合、納税者は事前にいくら受け取るかを知らないため、あらゆる個人使用資産について取得コストの記録を保管しておかなければならないが、コストベースで判定するのであれば、1万オーストラリアドル以下の個人使用資産に関する記録を保持する必要がないことに着眼したものであり、興味深い。

以上からすると、propertyと我が国の譲渡所得の基因となる資産の共通点や相違点としてどのようなものがあるか、50%減額規定に指数化の代替の意味合いが（どこまで）含まれているのか、など考察すべき点は多く残されているものの、オーストラリアのCGTに関する議論は、我が国の譲渡所得課税に関する議論<sup>(48)</sup>と少なからず親和性を有する面があるといえよう。

### Ⅲ オーストラリア国税庁のガイダンス

ATOは、暗号資産の所得課税上の取扱いに関するガイダンス（最終更新2020年3月30日）を公表している<sup>(49)</sup>。以下、本稿の主題との関係で必要と認められる範囲内において、このガイダンスの概要を確認する。

#### 1 暗号資産の課税上の取扱い

暗号資産という用語は、一般に、暗号技術を使用して追加ユニットの生成を規制し、ブロックチェーン上の取引を検証するデジタル資産を説明するために用いられる。暗号資産は、中央銀行、中央当局又は政府から独立して機能しているのが通例である。新しい種類

(47) See COOPER, *supra* note (15), at 78.

(48) 差し当たり、金子・前掲注(6)259頁以下、金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』（有斐閣1996）所収の各論稿、酒井克彦『裁判例からみる所得税法』231頁以下（大蔵財務協会2016）参照。

(49) <https://www.ato.gov.au/misc/downloads/pdf/qc42159.pdf>.

これ以前のガイダンスの内容について、泉絢也「諸外国における仮想通貨の課税上の取扱い」税理61巻11号58頁以下、酒井克彦編著『キャッチアップ仮想通貨の最新税務』129頁以下〔泉絢也〕（ぎょうせい2019）参照。

の暗号資産の生成、暗号資産の取引や利用が急速に進んでいる。本ガイダンスは、暗号資産に関する一般的な取引が所得税に及ぼす影響について、ATOの現在の見解を示すものである。本ガイダンスにおける暗号資産とは、ビットコイン又はこれと同様の特徴をもつ他の暗号資産やデジタル通貨を指す。暗号資産の取得又は処分に関与している場合には、課税の影響を認識しておく必要がある。それは、各自の状況の性質に応じて異なるものである。暗号資産の取得又は処分に関与しているすべての者は、その取引に係る記録を残す必要がある<sup>(50)</sup>。

## 2 暗号資産を用いた取引

暗号資産を処分するとCGTの課税関係が発生する。暗号資産の売却又は贈与、交換（他の暗号資産と交換するための暗号資産の処分を含む）、オーストラリアドルのような法定通貨への交換、財やサービスを手に入れるための使用は、この場合の処分に該当する可能性がある。暗号資産の処分から得られるキャピタルゲインは、その利得の一部又は全部に課税される可能性がある。個人使用資産に該当する暗号資産を処分したことによって生じる一定のキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる。暗号資産の処分が事業の一部としてなされる場合には、その利益は、キャピタルゲインではなく通常所得として課税される。デジタルウォレットは様々な種類の暗号資産を保管できるが、各暗号資産はそれぞれ別個のCGT資産である。

### (1) 他の暗号資産のための暗号資産の交換

他の暗号資産を取得するために、暗号資産を処分することは、CGT資産を処分し、他のCGT資産を取得することである。処分した暗号資産の代償として、金銭の代わりに財産を受領しているため、受領した暗号資産の市場価値はオーストラリアドルで算定することを要する。受領した暗号資産の評価が不可能である場合には、処分した暗号資産の取引時点の市場価値を用いて収入金額を算定する。

(例)

2017年7月5日、KatrinaはコインA（100単位）を15,000ドルで取得した。2017年11月15日、Katrinaは、信頼できるデジタル通貨交換所を通じて、上記のコインA（20単位）とコインB（100単位）を交換した。

信頼できるデジタル通貨交換所における取引時点の交換レートによると、コインB（100単位）の市場価値は6,000オーストラリアドルであった。コインAの処分に係るKatrinaのキャピタルゲインを計算する場合において、収入金額は6,000オーストラリアドルとなる。

### (2) 投資としての暗号資産

投資として暗号資産を取得した場合、暗号資産の処分によって生じるキャピタルゲイン

---

(50) 保存しておくべきとされる記録は、取引日、暗号資産の取引時のオーストラリアドル換算価額（信頼できるオンライン交換所によって入手可能なもの）、取引の目的、取引の相手方（たとえ相手方の暗号資産アドレスのみであっても記録を保存しておく必要がある）である。また、保存しなければならない記録の種類について、暗号資産の購入又は交換に係る領収書、交換の記録、代理人・会計士・法的費用の記録、デジタルウォレットの記録と鍵、税務管理に関連するソフトウェア費用を含むとされている。

に対して、納税の義務が生じる可能性がある。暗号資産の処分による収入金額が取得価額を上回ると、キャピタルゲインが得られる。暗号資産の市場価値が変化しても、それを処分するまで、キャピタルゲインやロスが生じない。

暗号資産を投資として保有している場合には、個人使用資産免税の規定の適用はないが、保有期間が12か月以上であれば、処分時に生じるキャピタルゲインを減らすためにCGTの減額規定の適用を受ける権利を得る。正味キャピタルロスがある場合は、それを使用して、翌年のキャピタルゲインを減らすことができる。正味キャピタルロスを他の所得から控除することはできない。各CGT eventからキャピタルゲイン又はロスが生じているかどうかを判断するために、暗号資産取引の記録を保持しなければならない。

(例)

Terryは長期的な株式投資を行っており、ハイリスクとローリスクのバランスのとれたポートフォリオを組み、様々な上場企業の株式を幅広く所有している。Terryが所有する株式の中には所得を生むものと生まないものがある。Terryは顧問の助言を得て、頻繁にポートフォリオを調整している。

最近、Terryの顧問は、暗号資産に投資すべきであるとTerryに助言した。この助言に従って、Terryは、種類の異なる暗号資産をいくつか購入し、ポートフォリオに追加した。Terryは、暗号資産に関してあまり詳しくはないが、他のすべての投資と同様に、時折、投資の適切な重み付けにより、ポートフォリオを調整する。このような場合、Terryがその暗号資産を売却したことによる収益はCGTの対象となる。投資目的で暗号資産を購入し、保有していたことになるからである。

### (3) 個人使用資産

暗号資産が個人使用資産 (personal use asset) に該当する場合、その処分により生じる一定のキャピタルゲイン又はロスは、なかったものとされ得る。暗号資産は、主として個人的使用又は消費のために商品を購入する目的で保有又は使用される場合に、個人使用資産に該当する。主として、①投資として、②利益を創出する計画の下で又は③事業遂行の一環で、保有又は使用される場合の暗号資産は、いずれも個人使用資産に該当しない。

暗号資産が、個人的使用又は消費のために商品を手に入れる目的で、短期間のうちに取得し、使用される場合、そのような暗号資産は、個人使用資産である可能性が高い。しかしながら、暗号資産がそのような取引がなされる前に取得され、しばらくの期間、保有される場合には、又は取得した暗号資産のうちのごく一部のみがそのような取引のために使用される場合には、個人使用資産である可能性は低い。こうした状況では、暗号資産は他の目的のために保持されている可能性が高い。次のようなごく稀なケースを除いて、暗号資産は個人使用資産には該当しない。

- ・ 個人的又は消費のために商品を購入する目的で、暗号資産をオーストラリアドル (又は異なる種類の暗号資産) に交換する場合
- ・ 暗号資産を用いて直接に商品を購入するのではなく、決済代行業者を利用して商品を購入する場合

暗号資産が個人使用資産に該当するかを判断する時期は処分時である。所有期間中、暗号資産の保有又は使用の様子は変わり得る (例えば、暗号資産は、当初、個人的な使用や娯楽のために取得されたとしても、最終的には、投資として、最終処分によって利益を得るために、あるいは事業遂行の一環として保有又は使用されるかもしれない)。たとえ最

最終的に個人的使用又は消費のために商品を購入する目的で暗号資産を使用するとしても、暗号資産の保有期間が長くなれば長くなるほど個人使用資産に該当する可能性は低くなる。CGTの目的上、なかったものとされ得るのは、個人使用資産に該当する暗号資産のうち、取得価額が1万オーストラリアドル以下のものから生じたキャピタルゲインに限定されている。他方、個人使用資産について生じたキャピタルロスは、そのすべてがなかったものとされる。

(例)

Michaelはコンサートに行きたいと考えている。コンサートプロバイダーは、チケットの支払を暗号資産で行う場合には割引価格で提供している。Michaelは、暗号資産を取得するために270オーストラリアドルを支払い、同日、チケットの支払のためにその暗号資産を使用する。Michaelが暗号資産を取得し、使用した状況を考慮すると、この場合の暗号資産は個人使用資産に該当する。

(例)

Peterは、有利な交換レートで売却する意図で6か月以上にわたって暗号資産を定期的に保有している。Peterは、その暗号資産を使って、商品やサービスを直接購入することを決めた。Peterは投資として暗号資産を使用したため、この場合の暗号資産は個人使用資産ではない。

(例)

Joshは、1週間おきに50ドルを支払って、暗号資産を取得している。その間、Joshは、コンピューターゲームを購入するために暗号資産を使った直接取引を行っている。Joshは、他の暗号資産を保有していない。

あるとき、Joshは、暗号資産による支払を受け付けていないオンライン小売業者が販売するコンピューターゲームの中に購入したいものがあることを発見した。Joshは、そのゲームを購入するためにオンライン決済業者を利用する。

上記のような、Joshが暗号資産を取得し、使用した状況の下では、その暗号資産（オンライン決済業者を介して使用した額を含む）は個人使用資産である。

### 3 事業において使用される暗号資産

#### (1) 暗号資産事業

事業の通常の過程で販売又は交換のために暗号資産を保有している場合、CGTルールではなく、棚卸資産のルールが適用される。棚卸資産として保有されている暗号資産の売却による収益は通常所得である。暗号資産の取得費用は控除することができる。暗号資産関連の事業の例として、暗号資産取引業、マイニング業、交換業（ATMを含む）がある。暗号資産を取得し、処分するすべての者が事業を行っていると考えられるわけではない。例えば、商業上の理由のために、商業上、実行可能な方法で活動を続けていることなど一定の要件を満たす必要がある。通常、事業活動には反復と規則性があるが、一度限りの取引が事業に該当する場合もあり得る。

(例)

Sachinは暗号資産を取引する事業を行っている。2017年12月15日に、SachinはコインA（1,500単位）を150,000オーストラリアドルで購入する。同日に、Sachinは200,000オーストラリアドルでコインA（1,000単位）を売却する。Sachinは、事業の通常の過程で売却又は交換するために暗号資産を保有しているため、コインAの取得に対して150,000オーストラリアドルの控除を主張することができ、後のコインAの売却で200,000オーストラリアドルの収入を申告することになる。

#### (2) 事業取引のための暗号資産の使用（暗号資産事業以外の事業を行っているが事業活動において暗号資産を利用しているような場合）

事業の一環で提供する財やサービスの対価として暗号資産を受領した場合には、その暗号資産のオーストラリアドル換算価額を通常所得に含める必要がある。これは、バーター取引 (barter transaction)<sup>(51)</sup>において、現金以外の対価を受領した場合と同様の取扱いである。オーストラリアドルに換算した価額を決定する1つの方法としては、信頼できる暗号資産交換所から入手できる公正市場価値 (fair market value) を用いることである。暗号資産 (棚卸資産を含む) を使用して物品を購入する場合、当該物品の市場価値に基づく控除が認められる。

### (3) 独立した営利目的事業や商取引

単に値上がりを期待して暗号資産に投資している場合には、その処分によって得られる利得はキャピタルゲインとして扱われる。しかしながら、独立した暗号資産取引又は一連の取引は、営利目的で取引を開始し、その取引が事業の遂行の一部である又は商業的性格を有している場合、通常所得となる。ある取引が上記のような性質を有するかどうかを判断するための考慮要素としては、事業を行うエンティティの性質、そのエンティティが行うその他の活動の性質及び規模、取扱金額及び求められる又は獲得される利益の規模などがある。必要とされる営利目的の意図や取引の事業性・商業性があるかどうかは、それぞれのケースにおける特定の事実ないし事情次第である。

#### (例)

CPU Pty Ltd は、パソコンの小売業者である。Kyrib は、同社を所有し、経営している。Kyrib は、暗号資産の研究に多くの時間を費やし、複数の暗号資産を含む裁定取引の機会を特定した。Kyrib は、損失リスクを軽減するための戦略も練った。それは、一連の取引中に発生した事象を調整するための迅速な対応プログラムや相殺オプションの取決めを含むものであった。取引から得られる利益を最大化するために、Kyrib は、CPU Pty Ltd に 50 万オーストラリアドルで Coin B を取得させた。同日に、バック・ツー・バック取引が行われた結果、2 万オーストラリアドルの純利益を得た。この純利益は、通常所得である。

## 4 小括

ATO によれば、暗号資産は CGT 資産に該当し、その売却、贈与又は交換は CGT event である処分に該当するため、暗号資産の処分により CGT の課税関係が発生することになる。暗号資産の処分から得られるキャピタルゲインは、その利得の一部又は全部に課税される可能性がある一方、個人使用資産に該当する暗号資産を処分したことによって生じる一定のキャピタルゲイン又はロスはなかったものとされる。暗号資産を投資として保有している場合には、個人使用資産の免税規定の適用はないが、保有期間が 12 か月以上であれば、処分時に生じるキャピタルゲインを減らすために CGT の減額規定の適用を受ける権利を得る。ただし、暗号資産の処分が事業の一部としてなされる場合には、その利益は、キャピタルゲインではなく通常所得として課税される。対価として暗号資産を受領した場合には、現金以外の対価を受領したときと同じ取扱いとなり、公正市場価値で収入を認識することとなる。

(51) バーター取引の課税関係については以下を参照。

<https://www.ato.gov.au/law/view/document?docid=ITR/IT2668/NAT/ATO/00001&PiT=99991231235958>.



## IV ビットコインの特性や CGT 資産該当性に関する ATO の理解

### 1 ビットコインの特性や仕組みに関する ATO の見解

ATO は、ビットコインの課税関係を検討するに当たって、ビットコインの特性や仕組みについて説明している<sup>(52)</sup>。以下は、その要約である。

The Oxford Dictionary of English (3rd ed.)はビットコインを次のように定義している。「通貨単位の生成を規制し、資金の移動を確認するために暗号化技術が使用されているデジタル通貨の一種で、中央銀行とは独立して機能している。ビットコインは投機家の間でホットなコモディティになっている。ビットコインを使って何かを購入したい場合、売り手が暗号通貨を受け入れているかどうかを確認する必要がある。」

論者によれば、これは「基本的にオンラインの現金として機能する仮想通貨」であり、「貨幣の働きを作り直すために設計された暗号通貨」である。ビットコインは分散化されたピアツーピアの支払ネットワークとして機能し、その実装は公開鍵暗号の使用に依存して、既存のビットコインを含む取引を検証し、新しいビットコインを生成する。ビットコインシステムは中央政府の管理下にないという点で分散化されている。ビットコインネットワーク上の取引は bitcoin で表示される。ビットコインの価値は、「金や政府発行通貨から生じるのではなく、人々がそれに与えた価値から生じる」ものである。

ビットコインが作成され、流通するプロセスは、ビットコインマイニングと呼ばれている。マイニングには、自由にダウンロードできるビットコインのソフトウェアを使用して、複雑な暗号方程式を解くマイナーが関わっている。マイニングは、本質的に、例えば、既存のビットコインが1人の人間によって2回以上送付され得ないことを保証するために、他の当事者間の既存のビットコインの送付を含む取引を検証するものである。方程式を解くことに成功した最初のマイナーは、報酬として彼らのビットコインアドレスに新しく生成されたビットコインの特定の数を受け取る。すでに流通しているビットコインは、オンライン取引所（又はビットコイン ATM）を通じて、国内通貨又は法定通貨と交換することで、あるいは贈与により又は商品やサービスと引き換えに、取得することができる。

ビットコインは、ビットコイン取引で使用されるデジタル署名を作成し、検証するために公開鍵暗号を使用している。各ユーザーには公開／非公開の鍵のペアが割り当てられる。それはユーザーのビットコインウォレットに保存される。ビットコインウォレットは、「ビットコインの保有（者）に係るデジタル認証情報を保存するもの」と説明されている。ビットコインは、ビットコインアドレスを通じて送付及び受領される。公開鍵は、公開されているビットコインアドレスに数学的に対応する英数字である。秘密鍵も英数字であるが、これはビットコインアドレス間でビットコインを移転するためのものであるから、非公開となっている。設計上、秘密鍵からビットコインアドレスを生成できるが、重要なのは、その逆はできないということである。

ビットコインを送付するには、送付するビットコインの額を記載したトランザクション

---

(52) TD 2014/26 「Income tax: is bitcoin a 'CGT asset' for the purposes of subsection 108-5(1) of the Income Tax Assessment Act 1997?」; TD 2014/25 「Income tax: is bitcoin a 'foreign currency' for the purposes of Division 775 of the Income Tax Assessment Act 1997?」.

メッセージを作成し、自分の秘密鍵を使ってトランザクションに署名する。その後、トランザクションは、マイニングプロセスによる検証のために、ビットコインネットワークにブロードキャストされる。ビットコインにアクセスできるのは、そのビットコインアドレスに紐付けられた秘密鍵を保有している者のみである。したがって、ビットコインは、ビットコインの数量（又は残高）と、それらが関連付けられているビットコインアドレスだけでなく、保有者がそれらのビットコインで何かをすることを可能にするような紐付けされている秘密鍵で構成されている。

## 2 ビットコインの CGT 資産該当性に関する ATO の見解

ビットコインは 1997 年所得税法 § 108-5(1) の目的上、CGT 資産に該当するか。この点についての ATO の公式見解は、TD 2014/26 「Income tax: is bitcoin a 'CGT asset' for the purposes of subsection 108-5(1) of the Income Tax Assessment Act 1997?」において、詳細に検討されている。この TD 2014/26 は、ビットコインが 1997 年所得税法 § 108-5(1) の目的上、CGT 資産に該当するという回答を示している。以下、(1) そのような回答に到達した具体的な根拠、(2) ビットコインウォレットに関連した取引、(3) 個人使用資産該当性に関する内容に分けて、それぞれの概略を確認する。

### (1) そのような回答に到達した具体的な根拠

CGT 資産の定義について、1997 年所得税法 § 108-5(1) は、①あらゆる種類の property (any kind of property) 又は② property ではないコモンロー又はエクイティ上の権利 (a legal or equitable right that is not property) と定めている。それでは、ビットコインは上記①のあらゆる種類の財産に該当するか。次の点からすれば、何が property であるかどうかを判断するに当たっては、様々な要素を考慮する必要があるが、いずれも決定的なものではない。

- ・ Yanner v. Eaton, 201 CLR 351 (1999) において、property とはモノではなく、モノとの法的な関係を表現するものであり、より具体的にいえば、モノに対して行使することが許される法において認められている力の程度を意味するものとされた。モノにおける property とは何を意味するのかを決定することの難しさに言及し、「『property』は主としてアクセスに対するコントロールに存するという考え方によって、広範な基準の枠が作られている」と述べた Professor Gray の言葉を引用した。
- ・ 財産権 (proprietary) を識別するための単一のテストや単一の決定要素は存在しない。裁判所は、異なる状況下において異なる特徴を強調してきた。オーストラリアで適用されている定式の 1 つが「definable, identifiable by third parties, capable in its nature of assumption by third parties, and have some degree of permanence or stability」を内容とする Ainsworth テストである。もっとも、裁判所は、排他性（問題となっている権利から他者を排除することが可能かどうか）、商業的価値（商業上、価値のある財産権として取り扱われるかどうか）、第三者に対する権利の執行可能性などの要素にも焦点を当ててきた。

その上で、ビットコインの場合、考慮されなければならない property の性質上の関連性は、次の①及び②の関係である。

- ① モノ (the object or thing), ビットコイン, 次の3つの情報によって構成される価値のデジタル表現
  - ・ ビットコインアドレス
  - ・ ビットコインの保有又はそのアドレスにおけるビットコインの残高
  - ・ そのアドレスに関連付けられた公開鍵ペアと秘密鍵ペア
- ② ビットコインソフトウェア及びビットコインユーザーのコミュニティによって, ビットコインにアクセスできる者に属する権利の束 (以下「ビットコイン保有権 (Bitcoin holding rights)」という)。

これらのビットコイン保有権の中で最も重要なものは, 保有者のビットコインウォレット内にある1つ以上のビットコインを支配する権利, 例えば, ビットコインを他の価値あるものと交換したり, 支払いに使用したりすることができる権利である。しかしながら, ビットコインの保有によって, 誰かに対して法的措置や請求を生じさせることにはならないため, これらの権利は無体財産権 (chose in action) ではない。

もっとも, ビットコイン保有権はその性質上, proprietary (財産権) であるという結論を支持する他の要因が存在する。その中で最も説得力があるのは, ビットコインがビットコインユーザーとマーチャントのコミュニティによって, 価値のある, 譲渡可能な property として扱われているというものである。ビットコインの取引のための活発な市場が存在し, ビットコインの譲渡人と譲受人の間で多額の金銭のやり取りがなされ得る。イギリス及びオーストラリアのいくつかの判例が, 商業上価値のある property を法の目的のために property とみなすという司法の意思を証明している。

ビットコインの保有に対する支配権は, ビットコインのソフトウェアによって, 関係する秘密鍵を保有する者のみが行使し得る。このため, ビットコイン保有権は固有の排除可能性を包含する。ビットコインソフトウェアは, ビットコインの譲渡や取引がどのようになされるかという点とトランザクションはビットコインのマイニングプロセスを通じて検証されている点を規定している。よって, ビットコイン保有権は, Ainsworth テストを満たす。

これらすべての要素を総合勘案すると, ビットコイン保有権は, 1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の意味における property に該当すると解される。かくして, ビットコインを保有する者は, 同規定の目的上, CGT 資産を保有していると考えられる。

## (2) ビットコインウォレットに関連した取引

個々のビットコインの取引とは別に, ビットコインウォレットに関連した取引もあり得る (これは, 必然的にウォレット内の各ビットコインと秘密鍵の取引となる) し, 秘密鍵自体に関連した取引もあり得る。権利は, どちらにも関連して存在する可能性がある。ビットコインウォレットの権利は, 本質的にビットコイン保有権と同じであるが, より少ないもの (個々のビットコイン) を含む全体 (ウォレット) といった, より広範な権利を表している。秘密鍵の権利は, 1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の目的上, property に該当するとはいえないであろう。しかしながら, 秘密情報の法理が, 裁判所によって強制執行可能な秘密鍵に関するエクイティ上の権利が存在することを示し, これによって, 1997年所得税法 § 108-5(1)(b) の目的上, CGT 資産が生じることになる。したがって, ウォレット又は秘密鍵のいずれかに関連する取引は, CGT 資産を発生させる CGT event に該当する可能性がある。

本決定の目的上, ウォレットが個々のビットコインとは別個の property 項目なのか,

単にそれらの集合体なのかを決定することは必要ではないが、おそらくは後者であろう。ウォレットの処分は、通常は、その中のビットコインを処分することと同じであると考えられる。他方、秘密鍵に関する秘密情報は、おそらくビットコインとは別の項目である。この区別は、通常の状態では実際上の意味を有しないと解する。

### (3) 個人使用資産該当性

本決定は、ビットコインが個人的に使用される資産となる状況を画定することを意図したものではない。ビットコインの本質的な性質は、一般的に、ビットコインを何か価値のあるものと交換する手段として使用するか、あるいは投機的な投資として保有するかのいずれかであることを意味する。ビットコインが主として個人的な使用や娯楽のために使用又は保有されるかどうかは、各ケースにおける特定の事実と状況による。関連する考慮事項としては、ビットコインがどのような目的のために取得及び保有されたのか、また、ビットコインの処分時に取得した property の性質が挙げられる。

主として個人的に使用するものや消費するものを購入するために保有又は使用されるビットコインは、通常、主として、個人的な使用のために保有又は利用されるものであろう。主として営利又は投資目的で、あるいは業務上の購入又は販売を容易にするために保有又は使用されるビットコインは、主として個人的な目的で保有又は使用するものに該当しない。ビットコインの使用については他のカテゴリーも存在し得る。この場合、納税者はプライベートルーリングを求めるべきである。ビットコインが個人使用資産とみなされる例として、個人の納税者がビットコイン交換所からビットコインを購入し、衣類や音楽などをオンラインで購入するといった個人的なニーズのためにそのビットコインを使用する場合が挙げられる。ビットコインが、所得を生み出す投資の購入を促進するために取得された場合には、それは個人使用資産には当たらないであろう。ビットコインが個人的な使用資産ではないもう1つの例は、個人の納税者がビットコインをマイニングし、交換レートが有利な時点を見計らって、それらを売却することを意図して、それらのビットコインを数年間保有している場合である。

## 3 小括

ATO は、ビットコインの CGT 資産該当性、とりわけ property 該当性に関する自身の見解をビットコインウォレットに関連した取引も含めて、詳細に公開している。ビットコインの特性や仕組みに関する自身の見解に加えて、ビットコインの権利性に関する議論も丁寧に説明していることが注目される。

## V 結びに代えて

これまで考察したところによると、オーストラリアの CGT に関する議論は、我が国の譲渡所得課税に関する議論と少なからず親和性を有する面があるといえよう<sup>(53)</sup>。もっとも、比較検討するに当たって、オーストラリア所得税法上の property 概念及びこれを中核概念とする CGT 資産を画定することや、我が国所得税法上の財産・資産概念との共通点や相違点を精査することの難しさなど容易には解決し難い課題も存在する。しかしなが

ら、この点を差し引いても、本稿で見たようなオーストラリアにおける議論は、我が国における暗号資産に対する税制を検討するに当たり、種々の示唆をもたらす素材を提供する。とりわけ、筆者が注目しているのは次の点である。

第一に、暗号資産がキャピタルゲインを生む資産ではないか又は譲渡所得の基因となる資産に該当しないかという点に関する議論である。CGTの基底には、我が国の清算課税説に通ずる思想を見だし得る<sup>(54)</sup>。しかしながら、資産の増加益に対するキャピタルゲインであることを前提として、本邦通貨との相対的な関係の中で換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度であるから、ビットコインないしこれに代表される暗号資産はキャピタルゲインを生む資産ではないという国税庁のような理解を少なくともATOは採用していない。また、外貨との関係では、1997年所得税法は、CGT資産に含まれるものの例示として外貨を明記しており、外貨が当然にCGT資産に該当することを前提としているえように見える。他方で、国税庁は、外貨は譲渡所得の基因となる資産に該当しないと解しているようであり、外貨の両替や使用時に生じる外国為替差損益について、譲渡所得該当性を否定して雑所得とする課税実務を定着させてきた。この辺りの議論については、キャピタルゲインの優遇税制が認められるべきか否かという視点のみならず、キャピタルロスと他の所得との損益通算の取扱いの比較検討など更に考察を進める余地が残されている。

第二に、ビットコインの権利性ないし私法上の性質等に関する議論、あるいは租税法以前の段階における資産又は財産概念の議論、ここから派生して当局が公開する自身の見解に関する法的根拠の十分性の議論である。ビットコインがpropertyに該当するかを検討するに当たって、ATOが採用したビットコインの保有者が有するビットコインに対する支配権に着眼するアプローチは、我が国における暗号資産の私法上の性質や法律関係の議論と類似性を認めることができ、我が国でも参考になり得る<sup>(55)</sup>。他方、国税庁が暗号資産の課税関係を検討するに当たって、かかる議論をどのように捉え、位置付けているのか、判然とししない。ATOと比較すると、かように国税庁が自身の見解に係る法的根拠を十分に述べていないことが浮き彫りとなる。

さらにいえば、ATOは、租税法以前の段階におけるproperty概念の議論に加えて、

- 
- (53) ただし、世界中でCGT制度が非常に広く採用され、「capital gains tax」という用語が一般的に使用されているにもかかわらず、この税の基本的な性質については一般的に合意が得られていないという指摘もある。See EVANS, *supra* note (10), at 12.
- (54) 例えば、資産の価値の変化をキャピタルゲイン又はロスとして捉えるものとして、Head, *supra* note (15), at 41 参照。累進税率の下でいわゆる東ね効果を緩和するための平準化措置について、TAXATION REVIEW COMMITTEE, *supra* note (17), at 415-420; Chris Evans, *Taxing Capital Gains: One Step Forwards or Two Steps Back*, 5 J. AUSTRAL. TAX'N 114, 124 n. 23 (2002). REFORM OF THE AUSTRALIAN TAX SYSTEM, *supra* note (17) は、購買力増加の観点から発生ベースでキャピタルゲインに課税することが理想であるが、毎年の評価の困難性や納税資金の問題があることを認識し、実現ベースで課税する制度を選択する一方、実現ベースで課税するとなると、課税の繰延べ、東ね効果、ロックイン効果、損失の取扱いに関する複雑性などの問題が生じることを指摘している。
- (55) 暗号資産税制のあるべき姿を明らかにするための研究の一環として、暗号資産の私法上の性質や法律関係に関する議論から得られる示唆を検討する別稿を予定している。泉絢也「暗号資産（仮想通貨）取引と課税—私法上の性質論等の議論から得られる示唆—」租税理論研究叢書30号所収予定。

暗号資産の仕組みや特徴等に対する自身の見解を示した上で、これらすべての要素を総合勘案すると、ビットコイン保有権は、1997年所得税法 § 108-5(1)(a) の意味における property に該当すると解され、ビットコインを保有する者は、同規定の目的上、CGT 資産を保有していると考えられる旨説明している。国税庁とはおよそ比較にならないほど法的根拠に関する説明を公開している。ATO が公表する情報の内容（結論に至る筋道のほか、判例や文献などリサーチの状況やリソースの提示も含めて）に触れると、暗号資産の課税関係に関して、ほとんど結論のみを述べるにとどまり、法的根拠に関する具体的な説明を省く国税庁の情報公開のあり方等について、疑問を禁じ得ない。

この点について、結論の適法性や妥当性も重要であるが、非難されるべきであるのは、その理由を国民に説明しないまま、譲渡所得に該当しないという結論を一方的に国民に押し付ける（行政指導する）かのような国税庁の姿勢である。申告納税制度に基づく主体的な納税者像を理想とするならば、少なくとも国民の関心や影響が比較的大きい論点については、事前に、パブリックコメント等を通じて議論や検討過程を公開すべきである。暗号資産のように専門的ないし先進的な分野については、外部の専門家の知見を十分に活用する必要がある。国税庁は通達以外の個人課税課情報、Q&A や FAQ という形態で自身の見解を発出すれば、パブリックコメントの実施義務（行手 39）を免れることができると考えているようである。しかしながら、これらが行政内部の命令ではなく、まさに国民に向けた情報—しかも、通達のように行政指導機能を有するもの—であるとすれば、なおさらパブリックコメント等による情報の公開や手続的統制の対象に含ませるべきではないか<sup>(56)</sup>。

第三に、暗号資産（及び／又は外貨）の譲渡に係るデミニミズルールに関する議論である。ATO は、ビットコインの譲渡が個人使用資産免税の適用があるとしている。この規定は、租税政策上の観点（個人の消費による損失の認識は制限すべきであることを考慮）と執行上の観点（納税者が適切な記録を保持している可能性や、少額で重要でない利益を測定するために課税当局と納税者が相当のリソースを必要とする場合の考慮）に対処するために制定されたものである。また、トリガーとなる1億オーストラリアドルの判定について、当初は、処分時における収入金額で行っていたものを1998年に取得時のコストベースで行うように改正した趣旨は、納税者側の記録の保存の手間が省かれることに着目してのものであった。このことは、我が国の譲渡所得に関する非課税の規定（所得税法9①九・②一）や特別控除（所得税法33③・④）の規定にも通ずるところがあり、一定の合理性や魅力を認めることができよう。他方、個人消費及び事業用のための支払手段だけではなく投資対象や資金調達手段などにもなり得る上、取得に要した金額等の情報の保持が容易であるケースも珍しくなく、かつ、基本的に代替性を有する暗号資産にこれを適用する場合、個人使用資産免税の規定がどのようにワークするのか、具体的にどのように適用されるのか、いかなる問題をもたらすのかという点に関心が向けられる。

本研究は JSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2020.9.20 受稿, 2020.11.9 受理)

(56) なお、租税分野におけるパブリックコメントの問題と展望について、泉純也『パブリックコメントと租税法』（日本評論社 2020）参照。

〔抄 録〕

本稿では、オーストラリアにおける CGT (Capital Gains Tax：キャピタルゲイン税すなわちキャピタルゲインに対する所得税) の内容や沿革を検討した上で、暗号資産の課税関係及びその根拠について、比較的詳しく情報を公開している ATO (オーストラリア国税庁) の対応を検討する。これによって、我が国における暗号資産に対する税制を検討する際に有益な、①暗号資産がキャピタルゲインを生む資産ではないか又は譲渡所得の基因となる資産に該当しないかという点に関する議論、②ビットコインの権利性ないし私法上の性質等に関する議論、③暗号資産（及び／又は外貨）の譲渡に係るデミニミスルールに関する議論に関する示唆を得ている。また、ATO と比較して、国税庁における当初発信した暗号資産の課税関係に関する情報の内容が説明不足ないし検討不足であったことを鮮明にしている。